

屯田兵公有財産地と家族教令が問いかけるもの

竹中英泰

旭川に屯田兵を置くことが決まった明治二三（一八九〇）年頃、開拓は本格化し始めていた。その数年前から石狩川流域には屯田兵入植が進みつつあり、この後も北見や湧別へとつづき、明治三二（一八九九）年の剣淵・士別が最後となった。明治八（一八七五）年から二十数年に及ぶ屯田兵の規模は、三七兵村七三三七戸三万九九一人である。このうち石狩川流域には一八兵村が置かれた。胆振の仙台藩の移住や十勝の晩成社（依田勉三）などの団体移住が始まっていたが、そうしたなか三七兵村に及ぶ屯田兵の耕稼開墾は、北海道開拓の主力であり、北海道農業の原型のひとつを成した。しかし、戦後の工業化や機械化農業の進展と共に、その存在感は薄れつつある。地名やイベント名あるいは商品名にその名を見かけるだけである。

旭川に屯田兵を置くことが決まった明治二三（一八九〇）年頃、開拓は本格化し始めていた。その数年前から石狩川流域には屯田兵入植が進みつつあり、この後も北見や湧別へとつづき、明治三二（一八九九）年の剣淵・士別が最後となった。明治八（一八七五）年から二十数年に及ぶ屯田兵の規模は、三七兵村七三三七戸三万九九一人である。このうち石狩川流域には一八兵村が置かれた。胆振の仙台藩の移住や十勝の晩成社（依田勉三）などの団体移住が始まっていたが、そうしたなか三七兵村に及ぶ屯田兵の耕稼開墾は、北海道開拓の主力であり、北海道農業の原型のひとつを成した。しかし、戦後の工業化や機械化農業の進展と共に、その存在感は薄れつつある。地名やイベント名あるいは商品名にその名を見かけるだけである。

で歴史を刻んだ。そして、明治二九（一八九六）年の第七師団の発足を受け、明治三七（一九〇四）年、制度そのものが廃止となった。改革期にあたる明治三三年は、屯田兵土地給与規則が改正され、家族教令（全二〇条）が示達された年でもあった。土地給与規則改正の目玉は、兵員個々への給与地を増やし、兵村に対して公有財産地が与えられたことだ。公有財産地はへ一戸当たり兵員給与地×戸数分の面積の規模で兵村の財産となったものだ。兵村の基本財産として公共事業等に充当し、兵村維持を強固にすることが期待されていた。この期待は屯田兵制度廃止とともにどのように推移し変容したか、今日の北海道にどうつながるのか。

家族教令の前文は、保護を与えてくれる天皇制国家への忠節を誓い、開墾耕稼にあたるべしという。二身一家の利益を図るは素より大切なれど（中略）兵村公共の為には一身一家の利益が顧みざるよう心掛けざるべからず（第一六条）として、兵村全体の日常生活の心得を共有し兵村の一体感を謳う。保護と引き替えの滅私奉公であるが、今流にいえば自助、共助、そして自律的共同体の強化が謳われている。

屯田兵公有財産地はどうか。この運営は選ばれた委員の合議による。廃止後の公有地処分には各兵村はそれぞれ独自の動きをみせていく。公有地開墾を小作人へ貸付けした兵村では、移住民増加の誘因となり灌漑構等の整備費の補填がなされた。小作権の個人への売却や町村への寄付の場合では是非をめぐる兵員内の紛議を惹起した。東旭川兵村の場合、灌漑構整備に関わる売却は結果としては稲作振興に寄与した。中野付牛兵村（北見）では、市街地整備に関わって売却を急ぎ、批判もあったケースだ。このように、公有地処分は地域毎に独自にかつ早期に済まされていたが、下野付牛兵村（端野）と野幌兵村は戦後にまで持ち越された。

こうしてみると、早くに処分を決めたケースでは、移住民の呼び水になると同時に市街地整備や都市化の進展に一役かっていたようだ。他方、兵村の一体感が強い地域での処分（の遅さ）は、いわゆるコモンの存在の色濃い農村共同体の在りようを反映していた。

ともあれ、社会全体の工業化・都市化のうねりは制度そのものを忘れさせるが、屯田魂が醸す余韻にはコモンへの期待がみえる。近年話題の『人新世の「資本論」』（斎藤幸平）は、コモンの再建やコモンの市民営化、あるいはワーカーズ・コープへ生産手段をコモンにVといった運動論を提示している。

へたけなか ひでやす・旭川大学名誉教授